

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、空き家利活用推進事業業務委託（以下「委託業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、この契約書に定めるもののほか、仕様書に基づき委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年(2026年)3月19日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には利息をつけない。

3 甲は、乙が委託業務を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に、甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

※佐賀県財務規則第115条第3項第4号又は第7号に該当する場合※

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号（第7号）の規定によりこれを免除する。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、乙は、再委託した業務のすべてについて責任を負わなければならない。

(委託業務の処理方法)

第7条 乙は、委託業務を別添仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を調査し、乙に対して報告を求めることができる。

(完了報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の完了に関する報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定により不合格の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。前2項の規定は、本項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(第三者の権利侵害)

第10条 乙は、委託業務に係る納入物件等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 納入物件等が第三者の著作権その他の権利を侵害しているとして、乙と第三者との間に紛争が生じた場合には、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

3 前項の場合、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から第9条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(権利の帰属等)

第13条 業務委託の実施のために制作した成果物は、甲の所有とする。

2 乙の制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに作成したデータやイラスト、文章、写真、映像、音声、キャラクター、編集物なども含む）は甲に帰属するものとする。甲に著作権が帰属するこれらの素材について、甲はホームページやSNS、イベントなど住宅政策の広報業務に使用する際に無償で二次利用できるものとし、乙はそれを妨げないものとする。

3 乙は、甲及び甲の指定するものに対し、住宅政策の広報業務に使用する際に著作人格者権を行使しないものとするを原則とする。

4 乙の有する前項所定の著作人格権を侵害する者がいる場合、甲より請求があったときは速やかに甲の請求に従い、当該侵害者に対し、著作人格権を行使するものとする。

5 乙は、甲に対して、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、委託業務の円滑な実施のために必要のある場合には、業務内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から15日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(3) 支払いの停止があったとき、または乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始もしくは特別精算開始の申し立てを受けたとき。

- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 租税公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 乙から契約の解除の申し出があったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金）

- 第16条 前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

（証拠書類）

- 第17条 乙は、委託業務に係る収支の状況を明らかにした書類及び帳簿を整備し、委託業務完了後5年間保管しなければならない。

（損害賠償）

- 第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第 19 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(個人情報の保護)

第 21 条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 22 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土整備部建築住宅課長 中野 工

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

- 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別紙 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	（所属・役職）	（氏名）
作 業 責 任 者	（所属・役職）	（氏名）

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 （事務担当者）	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	（具体的に記入すること）

別紙 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委 託 者 名 様

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

〇〇委託業務（委託契約の名称を記載）に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作 業 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部 署 名	
事 務 名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	
盗 難 、 紛 失 等 の 事 故 防 止 措 置 等	(具体的に記入すること)